

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人習志野青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県習志野市津田沼4丁目11番14号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会の経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に務めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)地域社会の経済、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業。
- (2)社会奉仕事業及び青少年の健全育成に関する事業。
- (3)会員の指導力啓発のための知識の修得と指導力向上に関する事業。
- (4)国際青年会議所、社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (5)全各号に掲げる事業を達成するために必要な事業。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2.この法人は、これを特定の政党又は政治団体のために利用しない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1)正会員は習志野市及び習志野市に隣接する地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度内に40歳に達した場合は、その年度末まで正会員としての資格を有する。
- (2)特別会員この法人において40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者。
- (3)名誉会員この法人に功労の有った者で、総会において推薦された者。
- (4)賛助会員この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会で承認されたもの。

(入会)

- 第7条 この法人の正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2.入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める規則に基づき入会金を納入しなければならない。
- 2.会員（名誉会員を除く。）は、会費を総会において別に定める規則に基づき納入しなければならない。
- 3.既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(会員の権利)

- 第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。
- 2.正会員は、この法人の役員を選出する権利を有する。

(会員の義務)

- 第10条 会員は、定款及び規則を遵守する義務を負う。

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1)退会したとき。
 - (2)後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である個人、法人並びに団体が解散若しくは消滅したとき。
 - (4)諸規則で定める期限内に会費が納入出来ないとき。
 - (5)除名されたとき。

(退会)

- 第12条 会員が本会を退会しようとするときは、理事長が別に定める退会願いを理事長に提出しなければならない。

(除名)

- 第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経て、これを除名することができる。
- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3)この法人に対してなした犯罪により、刑罰を科せられたとき。
- 2.前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が第11条から第13条の規定によりその資格を喪失した

ときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 役員等

(種別)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1)理事長 | 1人 |
| (2)副理事長 | 2人又は3人 |
| (3)専務理事 | 1人 |
| (4)理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) | 14人以上17人以内 |
| (5)監事 | 2人又は3人 |

(選任)

第16条 この法人の役員は、総会において正会員の中から選任する。
2.理事と監事は相互に兼ねることはできない。
3.役員を選任に関して必要な事項は本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

(職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
2.理事長はこの法人を代表し、業務を統括する。
3.副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4.専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して常務を統括するとともに事務局を統括する。
5.監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)財産及び会計の監査をすること。
(2)理事の業務執行状況を監査すること。
(3)会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。
(4)前号の報告をするために必要あるときは、総会又は理事会の招集を請求し、もしくは招集すること。
6.役員職務に関して必要な事項は、本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

(任期)

第18条 役員任期は、毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
2.補欠又は増員により就任した役員任期は、前項の本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
3.役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 19 条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会において総正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て、これを解任することができる。
- (1)心身の故障のため職務の執行することができないと認められるとき。
 - (2)職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2.前項の規定により解任しようとする場合は、第 13 条第 2 項の規定を準用する。
- 3.役員解任に関しての必要な事項は、本定款に定めるものその他、総会の議決を経て定める。

(報酬)

第 20 条 この法人の役員は、無報酬とする。

(直前理事長等)

第 21 条 この法人に、直前理事長 1 人を置き、顧問 2 人を置くことができる。

(顧問の資格)

第 22 条 顧問は、正会員でなければならない。

(直前理事長等の選任)

第 23 条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。

2.顧問は、理事長経験者の中から理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

(直前理事長等の職務)

第 24 条 直前理事長等は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

(直前理事長等の任期)

第 25 条 直前理事長等の任期は、第 18 条の規定を準用する。

(直前理事長等の報酬)

第 26 条 直前理事長等は、無報酬とする。

第 4 章 会議

(種別)

第 27 条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 28 条 総会は、正会員をもって構成する。

2.理事会は、理事をもって構成する。

3.直前理事長、監事及び顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会の機能)

- 第 29 条 総会は、次の各号を議決する。
- (1)事業計画及び収支予算の決定及び変更。
 - (2)事業報告及び収支決算の承認。
 - (3)会員の除名。
 - (4)役員を選任及び解任。
 - (5)定款の変更。
 - (6)この法人の解散及び残余財産の処分方法。
 - (7)入会金及び会費の決定並びに変更。
 - (8)その他総会で重要と認めた事項。

(理事会の機能)

- 第 30 条 理事会は、次の各号を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項。
 - (2)総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3)総会の招集に関する事項。
 - (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

- 第 31 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 箇月以内及び 10 月に開催する。
- 2.臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事会が招集の必要を議決したとき。
 - (3)権数の 5 分の 1 以上の表決権を有する正会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
 - (4)監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3.理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事会構成員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
 - (3)第 17 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求のあったとき。

(招集)

- 第 32 条 会議は、理事長が招集する。
- 2.総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも 10 日前までに、正会員に通知しなければならない。
 - 3.前条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による総会は、その請求を受け取った日より 30 日以内に招集の手続きをしなければならない。
 - 4.前条第 2 項による総会を招集する場合は、その通知書面に、附議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。
 - 5.理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくと

も7日前までに、理事に通知しなければならない。

6.前条第3項第2号及び第3号による理事会は、その請求を受け取った日より7日以内に招集しなければならない。

(議長)

第33条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

2.理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第34条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 総会の議事は、本定款に定めるものの他、出席した正会員数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2.理事会の議事は、出席理事の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3.総会及び理事会の議決について、特別な利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

4.総会及び理事会の議決については、前項の規定により行使することができない。議決権の数は、出席した正会員又は理事の数には算入しない。

(書面表決等)

第36条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。但し、緊急動議は含まない。

2.前項の場合における第34条並びに第35条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(表決権)

第37条 正会員は、総会において、各1個の表決権を有する。

(議事録)

第38条 総会及び理事会の議事については、その会議終了後速やかに、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所。

(2)正会員及び理事の現在数。

(3)会議に出席した正会員及び理事の数並びに理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4)議決事項。

(5)議事の経過の概要。

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長並びに出席した正会員及び理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(議決事項の通知義務)

第39条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その議決事項を書面で正会員に通知しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載された財産。

(2)入会金及び会費。

(3)寄付金品。

(4)資産から生ずる収入。

(5)事業に伴う収入。

(6)その他の収入。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、一般会計及び特別会計の2種に区分する。

2.一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3.特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる、大規模な又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の議決を経た後、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後2か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(剰余金の処分)

第46条 この法人の収支決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときは、その補填に充て、なお剰余があるときは理事会の議決を経て、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第47条 この法人が、資産の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

第6章 定款の変更

(定款変更)

第49条 本定款は、総会において、総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第50条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定による他、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ千葉県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

2.この法人の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

第7章

(室及び委員会)

第52条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、研究し、又は実施するために室及び委員会を設置する。

2.室及び委員会に関して必要な事項は、総会の議決を経て定める。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2.事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3.事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

4.職員は、理事長が任免する。

5.事務局及び職員に関して必要な事項は、前4項に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

第8章 雑則

(委任)

第54条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。

2011年度諸規則 会員資格に関する規則

第1章 目的

第1条 本規則は、定款第6条、第7条、第8条、第11条、第12条、並びに第13条の規定により、この法人の会員の資格及び入会希望者の取扱い等に関する事項を規定するものである。

第2条 この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。
2.定款第6条第1号の但し書きについては、1月1日に満40歳に達した正会員も含むものとする。

第2章 入会

第3条 この法人に正会員として入会を希望するものは、正会員2人の推薦により、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第4条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。
前条の推薦者の資格は、入会后1年以上経過し、前年度の出席率が80%以上の者でかつ被推薦者に対して一カ年の義務履行の連帯保証ができる者。

第5条 理事会は、入会資格調査を会員拡大委員会へ委託する。

第6条 会員拡大委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

第7条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。
2.入会の適否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第8条 入会を承諾された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。

第3章 会費

第9条 定款第8条で定められる入会金並びに年会費は、次の通りとする。
入会金 正会員：金 5,000円
年会費 正会員：金 114,000円
特別会員：金 100,000円
名誉会員：会費免除
賛助会員：一口金 10,000円（一口以上とする）
2.会員は、毎年1月末日までにその会費を納入しなければならない

ない。但し、正会員は理事長の承認を得る事でその会費を5月末日までに分納することもできる。

3.正会員が途中入会を承認されたときは、年会費を月割りとし、理事会において承認された翌月より起算する。

第4章 会員の失格

第10条 定款11条及び第13条に定める行為があったときは、会員拡大委員会が事情を調査して、理事会に報告する。

第11条 年会費を所定の期日までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。定款第11条第4号の規定は、6月末日現在で会費を滞納しているもの。

第12条 例会及び委員会に対して欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員会は、会員に対して勧告を行い、勧告後1ヵ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

第13条 前条の勧告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、除名せしむることを総会に議事として提出することができる。

第5章 休会

第14条 正会員が病氣療養、長期出張、その他やむを得ない理由により、委員会その他一切の行事に出席不可能の場合は休会することができる。

2.1月の理事会までに休会願いを理事長に文書にて提出し、理事会で承認された会員の会費は正会員年会費の半額を1月末日までに納入しなければならない。但し、復帰する時の年間費は月割計算分とする。

3.休会の期間を経過し、もしくはそれ以前に復帰しようとする時は、その旨文書を理事会に届出るものとする。

第15条 前項の休会の期限は、当該年度内とする。但し、休会中の会員が期間の延長を希望する場合は、本人が実情を記載した文書を理事長に提出し次年度の理事会承認により最終延長を認めることができる。

2.休会中は、正会員としての権利を行使することはできない。

第6章 特別会員

第16条 40歳に達した年度末までの正会員であった者は、会費（終身会費）を納入することにより、自動的に特別会員になることができる。又、会費（終身会費）を納入しない時は、卒業生になることができる。但し、その決定は、本人の自由意志とする。

2.前項に定める会費納入期日は、40歳に達した年度の翌年1月末日までとする。但し、会費を6月末日までに分納することもできる。

3.特別会員、卒業生が行事に参加する時は、そのつど実費を徴収する。

第17条 特別会員、卒業生は、この法人からあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。又、卒業生は、総会、周年事業以外の連絡通知は発送されない。

第7章 名誉会員

第18条 この法人の正会員及び特別会員でない者で、この法人の発展に功労のあった者は、総会の推薦により名誉会員となる。

第19条 名誉会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第20条 この法人の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

2.賛助会員が行事に参加する時は、そのつど実費を徴収する。

第21条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第22条 賛助会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

第9章 雑則

第23条 本規則の改廃は、総会において行う。

第24条 本規則の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

付 則

- 1.本規則は、昭和62年10月21日より施行する。
- 2.昭和63年 月 日一部改正、昭和64年1月1日より施行
- 3.平成2年10月 日一部改正、平成3年1月1日より施行
- 4.平成10年9月2日一部改正、平成11年1月1日より施行
- 5.平成12年8月2日一部改正、平成13年1月1日より施行
- 6.平成13年9月5日一部改正、平成14年1月1日より施行
- 7.平成15年9月3日一部改正、平成16年1月1日より施行
- 8.平成16年9月1日一部改正、平成17年1月1日より施行
- 9.平成17年9月7日一部改正、平成18年1月1日より施行
- 10.平成18年9月6日一部改正、平成19年1月1日より施行
- 11.平成19年9月12日一部改正、平成20年1月1日より施行
- 12.平成20年9月10日一部改正、平成21年1月1日より施行
- 13.平成21年9月9日一部改正、平成22年1月1日より施行
- 14.平成22年9月8日一部改正、平成23年1月1日より施行